

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業)
分担研究報告書

日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究
「中国における人口問題と政策対応に関する研究」

研究分担者 佐々井 司 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究は、中国における少子高齢化と都市化に関する定量分析、ならびに人口政策の動向とその効果の検証を目的としている。第一に、今日の中国における人口問題について少子高齢化と人口減少の現状分析を通じて、その社会的影響について考察を加える。次に、中国の人口動向を規定してきたと考えられる政策、主として計画生育と戸籍管理について、その歴史的経緯を改めて整理し、そのうえで現在進行する制度改革のもとで人口動向がどのように変容しているのかを考察、人口政策の効果を検証する。

今年度は、国連人口推計の結果等をもとに定量分析を主に行った。あわせて、既存研究のレビューにより定量分析の結果を補足した。中国の人口政策の近年の動向については各種公表資料をもとに整理を行った。

中国の少子化は急速に進み、現状の合計特殊出生率も人口置換水準を大きく下回る水準で推移している。そのため、中国の少子高齢化は極めて急速に進行しており、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が国内的な対応の難しさをともなっており、地政学的な国際関係を変化させる可能性も指摘されている。計画生育や戸籍管理等の展開を含めた政策対応の効果が期待される。

A. 研究目的

本研究は、中国における少子高齢化と都市化に関する定量分析、ならびに人口政策の動向とその効果の検証を目的としている。

第一に、今日の中国における人口問題について少子高齢化と人口減少の現状分析を通じて、その社会的影響について考察を加える。

次に、中国の人口動向を規定してきたと考えられる政策、主として計画生育と戸籍管理について、その歴史的経緯を改めて整理し、そのうえで現在進行する制度改革の

もとで人口動向がどのように変容しているのかを考察、人口政策の効果を検証する。

B. 研究方法

今年度は実地調査が困難であったことから、既に公表されている情報をもとに分析と考察を行った。

少子高齢化と人口減少の現状分析は、主として国連人口推計 (World Population Prospects, World Urbanization Prospects) の結果をもとに実施した。あわせて、中国統計年鑑等の統計資料を用いると同時に、

既存研究のレビューにより定量分析の結果を補足した。

中国の人口政策の近年の動向については各種公表資料をもとに整理を行った。

(倫理面への配慮)

本分析は、公表済みの統計資料・文献を用いるため、倫理審査に該当する事項はない。

C. 研究結果

中国の少子化は急速に進み、現状の合計特殊出生率も人口置換水準を大きく下回る水準で推移しているとみられる。

国連人口推計(中位)によると中国の合計特殊出生率は、1960年代までの約6の水準から急速に低下し、90年代後半以降は1.6~1.7の水準で推している。今後出生率が1.7を上回る水準まで回復するという仮定のもと、総人口は2020年に14億3932万人、10年後の2031年には14億6442万人でピークを迎えその後減少に転じる。同仮定で16億5135万人(2059年)まで増加するとされるインドには2026~27年ごろ一位の座を譲ることになる。世界人口に占める中国の人口シェアは1973年に22.6%、2020年に18.5%であるが、2050年には14%台にまで低下するとみられている。

一方、生産年齢人口は2015年頃を境にすでに減少基調にある。1995年には全世界の生産年齢人口の約4分の1のシェアを占めていたが、現在20%強、2045年には15%を下回り、2085年に向けてさらに10%を切る可能性がある。

高齢化も進行する。総人口に占める65歳以上人口割合は1950年に4.4%であったが、2000年代の前半に7%を超え、2020

年12%、今後加速的に増加し2050年には今日の日本と同水準の26%に達した後、長期的には30%超の水準で安定する見通しである。中国では高齢者の長寿化が世界に比して進むことが見込まれている。100歳以上高齢者の30%が中国で暮らす可能性が示唆されている。

D. 考察

中国政府が公表する近年の出生率は実態よりも高いと指摘する向きもある。国連人口推計は原則公表値をもとに展開されており、その信憑性には課題があるものの、中国が急速な少子高齢化と人口減少に向かっていることを示すには十分な根拠となり得る。

少子高齢化と人口減少は中国国内における中国特有の社会問題とも密接に関連しており、計画生育や戸籍管理等の展開を含めた政策対応の効果が期待される。

近年2人目の子の出生条件が大幅に緩和されるなか出生率の回復が期待されているが、現状では制度改革の明示的な効果がみられていないとされる。他方で、これまで実施されてきた計画生育は当初想定していなかった急速な人口高齢化と男児偏重の出生性比等の人口問題をもたらしている。

また、戸籍管理制度が段階的に緩和されつつあり、人口移動もより自由度を増す傾向にある。農村人口の減少を伴う都市化の進行は過疎・過密の問題を顕在化させており、今後中長期的に新たな社会問題を誘引することが懸念されている。

中国の少子高齢化と人口減少は、地政学的な国際関係を変化させる可能性も指摘されている。日本社会の今後にも少なからず影響を及ぼす課題であることから、引き続き学術的視点からの考察が重要となるであ

ろう。

E. 結論（今後の課題）

今年度は実地調査が困難であったことから、詳細な人口分析を行うために必要となる実態に即した統計の入手が極めて困難であった。また、近年の計画生育と戸籍管理に係る制度改革の詳細な情報についても十分に収集できたとは言えない。次年度以降、中国国内の人口研究者との交流も深めつつ、より信憑性と実効性のある分析に努めたいと考えている。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

「中国における人口問題と政策対応に関する研究」

佐々井 司

中国の社会保障に影響を及ぼすと考えられる3つの人口学的要因

少子化
人口移動（地域間移動）
世帯・家族

plus

経済成長と財政、税制
就業状況、雇用形態、健康状態、学歴・教育
保険料に影響する（男女・年齢別の個人所得）

【中国の人口管理】計画生育、戸籍管理

計画生育
→ 緩和から自由化へ

戸籍管理（家族＞世帯＞住宅）
→ 人口移動の実態に応じて改革

表 5-1 一人っ子政策の仕組み（主柱：晩婚・晩産・少生・稀・優生）

法律・条例名	規制内容
憲法（82年12月）	<ul style="list-style-type: none"> ・国家は計画出産を推進して人口増加を経済社会発展計画に適合させる ・計画出産の義務 ・扶養の義務と婚姻の自由
婚姻法（80年9月）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画出産の義務 ・結婚年齢制限（男22歳、女20歳以上） ・婿入りの奨励・姓の自由 ・夫婦別姓・離婚・優生
母子保健法（94年10月）	<ul style="list-style-type: none"> ・婚前検査 ・遺伝相談 ・産前診断 ・母子健康保健
人口・計画出産法（2001年12月）	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「一人っ子政策」を国の法として正式化 ・超過出産費を「社会扶養費」と名称変更し、国庫に上納
各地区の計画出産条例 （92年4月までにチベットを除く29地区で制定 済み 何度かの改定）	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚年齢の上乗せ（都市：男27歳、女25歳 農村：男25歳、女23歳） ・1夫婦子ども1人の宣言をして、一人っ子証を受領 〔2人以上は特定の条件を満たす夫婦のみ許 され、出産間隔4年を経て、許可が必要〕 ・超過出産・計画外出産に対する経済制裁と処罰 ・人口目標管理責任制の実施
賞罰制度	
一人っ子宣言実施の夫婦 優遇策（七優先）	非実施の夫婦（計画外出産） 罰 則
<ul style="list-style-type: none"> ・奨励金の支給 ・託児所への優先入所、保育費補助 ・学校への優先入学、学費補助 ・医療費支給 ・就職の優先 ・住宅の優遇配分、農村では宅地 ・退休金（年金）の加算と割り増し ※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・超過出産費（多子女費とも）の徴収、夫婦双方賃金カット ・社会養育費（託児費・学費）の徴収 ・医療費と出産入院費自弁 ・昇給昇進停止 〔社会扶養費〕の徴収する以外近年は若干の変更がある

注：第2子出産条件など詳細は「17省・市・自治区計画出産条例の比較・推移表」若林敬子編、杉山太郎監訳『ドキュメント 中国の人口管理』筆記書房、1992年を参照
 地区や都市・農村別、時期により、優遇策や罰則も一律ではない
 ・「未成年者保護法」1991年9月
 ・「婦女權益保障法」1992年4月
 ・「婚姻法改正」2001年4月
 ※2004年から一部農村地域で、計画出産を忠実に守った（一人っ子、あるいは女児2人をもつ）家族に対し、60歳から死去するまでの間、政府が毎年600元の年金支給を開始、農村一人っ子政策社会保障の試行。

出典：若林敬子（2005）『中国の人口問題と社会的現実』ミネルヴァ書房、p126

表 5-2 各地区の計画出産条例による第2子出産規定

対象	出産規定	実施地区
都 市	国家幹部、職員労働者、都市住民は1夫婦あたり子ども1人。以下 の場合は第2子を許可 1) 第1子が非遺伝性の身体障害者で働けない場合 2) 夫婦双方がともに一人っ子 3) 結婚後5年以上不妊で、養子ももらってからの妊娠 4) 夫婦双方が帰国し定住している華僑	全国各地区ほぼ共通
農 村	I 第2子は所定条件により、厳格に許可。第2子の割合を10% 以内に抑える	北京、天津、上海、四川、江蘇
	II 第1子目が女兒の場合、出産間隔は4～5年。母親が28歳以上	河北、内蒙古、山西、遼寧、吉林、黒龍江、浙江、安徽、福建、江西、山東、河南、湖北、湖南、広西、貴州、陝西、甘肅
	III 第1子が男女を問わず、第2子の出産を許可	寧夏、雲南、青海、広東、海南
少 数 民 族	I 転入した少数民族に対し、転入前の居住地から第2子出産許可 を得ており、すでに妊娠している	北京、天津、上海
	II 都市と農村を問わず、夫婦双方が少数民族	河北、山西、内蒙古、吉林、黒龍江、安徽、福建、山東、広西、雲南、貴州、陝西
	III 都市と農村を問わず、夫婦双方のどちらかが少数民族	寧夏、青海
	IV 夫婦双方が少数民族で、どちらかが農民。または夫婦のど ちらかが少数民族で双方が農民	遼寧、湖南

注：チベット自治区についてのみ条例はつくられていない、1987年以来制限はない。2002年時点ではチベット自治区のみ新しい条例の作成予定はない。
 出所：馮国平・郝林娜「全国28個地方計画生育条例綜述」『人口研究』1992年4期より作成

出典：若林敬子（2005）『中国の人口問題と社会的現実』ミネルヴァ書房、p130

「計画生育」に関する研究資料

若林敬子（2005）『中国の人口問題と社会的現実』
小浜正子（2020）『一人っ子政策と中国社会』

【規制緩和の流れ】

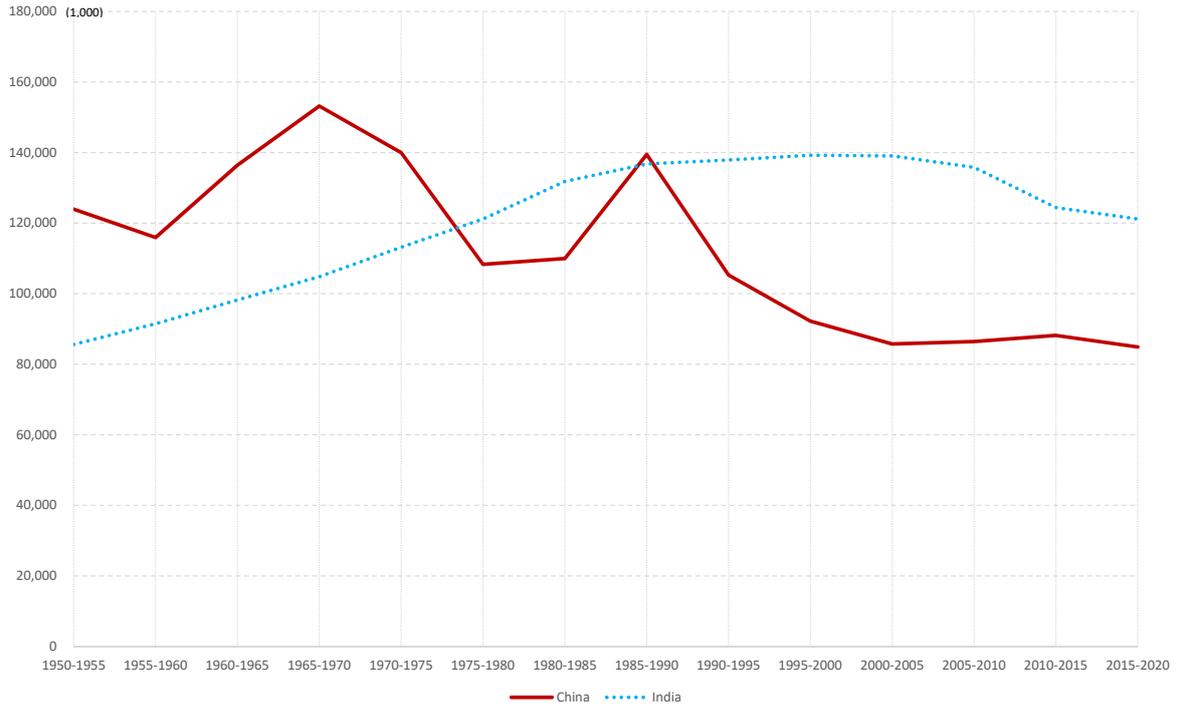
- 2001年 「人口・計画生育法」
- 2003年 「国家計画生育委員会」→「国家人口・計画生育委員会」
- 2013年 夫婦どちらかが一人っ子の場合の第2子出産を承認
- 2016年 「人口・計画生育法」改訂：第2子出生の合法化

【計画生育に起因する課題】

- ・人口高齢化
- ・若年労働力の不足懸念
- ・“小皇帝”と「4 2 1家庭」
- ・“黒孩子”と男女性比の歪み
- ・“失独家庭”
- ・2013年『改正高齢者権益保障法』

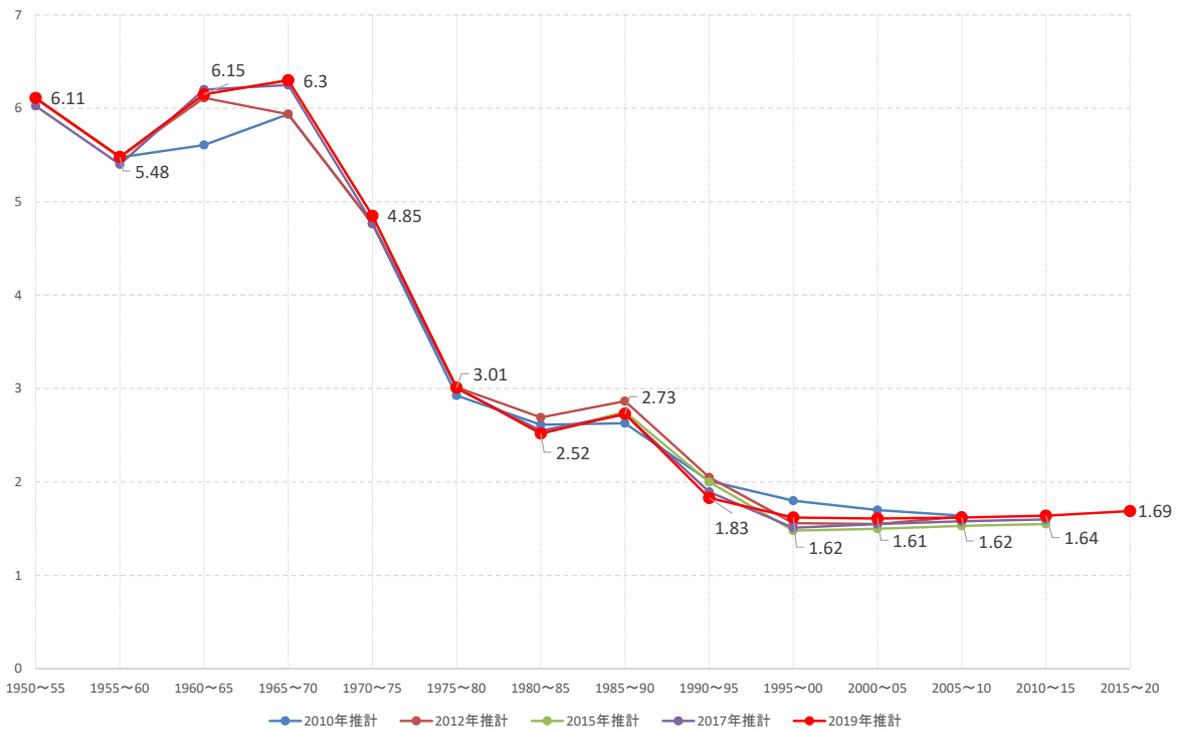
※少子化を加速させる要因
(未婚化、住宅事情、大卒者の就職・・・)

出生数の推移



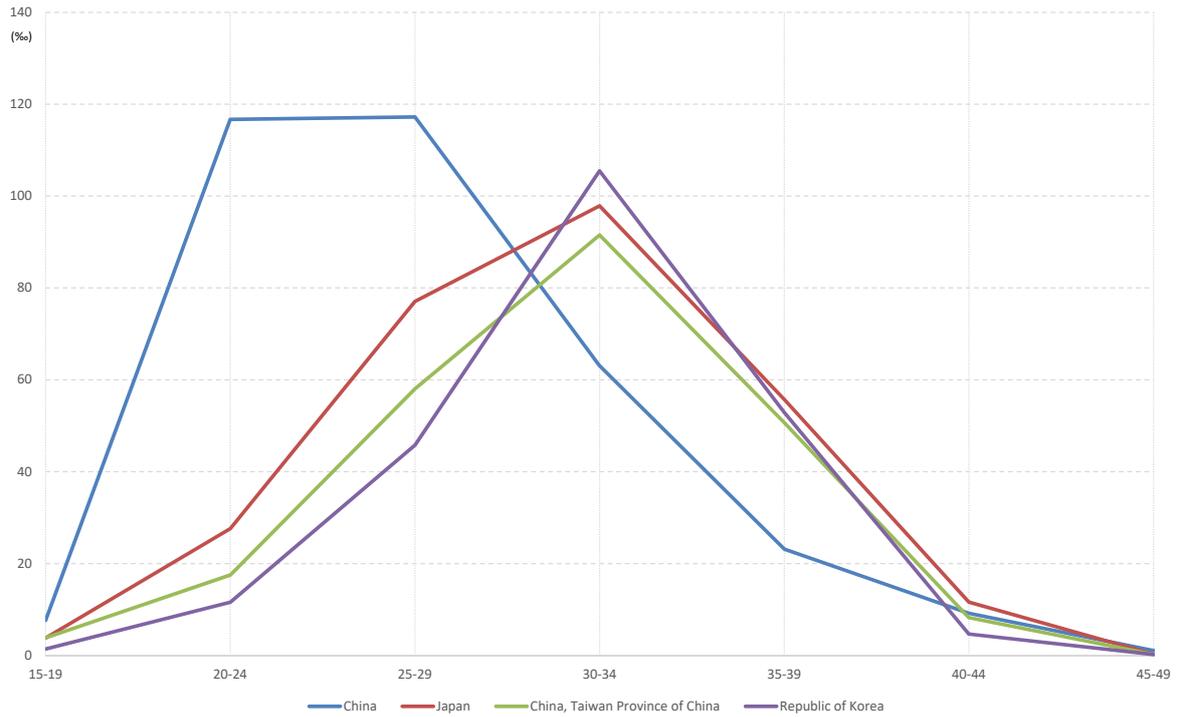
UN Population Prospects 2019.

中国の合計特殊出生率



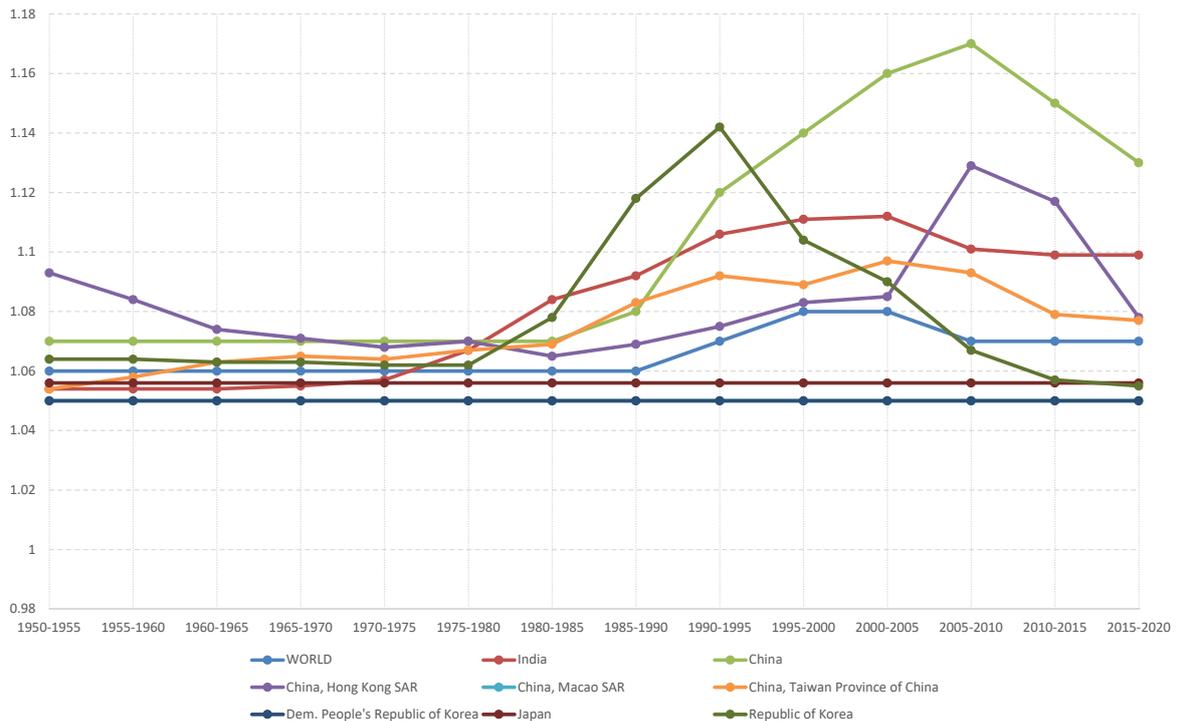
UN Population Prospects 2019.

年齢別出生率 (2015~2020)



UN Population Prospects 2019.

出生性比 (2015~2020)



UN Population Prospects 2019.

中国の戸籍制度と国内人口移動

household registration system and internal migration in China

『食料資源と人口』p.38
「人口問題と人口政策」
p.330「出生促進政策
と出生抑制政策」p.332

中華人民共和国（中国）は、社会主義体制のもと国民の生活水準の向上を目標に経済発展を目指してきた。中国の戸籍制度は、計画生育政策（母体保護、子どもの健全育成、家計の安定、生活水準の向上等を目的として行われる出生管理政策）と併せて経済発展を達成するための基盤として人口政策の一翼を担ってきた。

●「戸口」：中国の戸籍制度とは 中国には戸口と呼ばれる戸籍制度がある。戸口とは住戸および人口の総称で、日本における戸籍と住民登録の機能を併せもつ。「中華人民共和国戸口登録条例」が1958年に公布されて以降、中国国民の生活はこの法律のもとにある。出生登録を機に戸口がつくれ、就学や就職、結婚、住所の変更、および死亡など、異動を伴うライフイベントが発生するたびに公的な登録機関への届け出が必要となる。戸口の登録内容と実態が異なると公的な施設やサービスの利用ができない。出産許可、学校等への入所・入学、通院・入院、住宅や食糧等の分配など、戸口所在地でなければ提供されない。日本の戸籍との大きな違いは、戸口上の登録内容の変更が自由にできないことにある。住所地の移動でいえば、戸口が農村にある者が都市に移転する場合、都市労働部門の採用証明書、学校の入学証明書、または都市における戸口登録機関の転入許可証明書を提示して、農村常住地の戸口登録機関に転出手続きをしなければならない。また、常住地の属する市・県の範囲外の都市に三日以上滞在（暫住）する場合、本人または暫住地の管理・責任者が公安で「暫住登録」をしなければならない。再び都市を離れるときは暫住登録を抹消するための申請をしなければならない。そのため、とりわけ農村に戸口をもつ者は都市に住むことはいうまでもなく、短期間滞在することさえ制限された。この厳格な規制により中国における人口移動は半強制的に抑制されてきた。このような条例ができた背景には、建国直後のいまだ発展途上の中国において無宿・無職者が都市にあふれることを防ぎ、逆に都市に十分な食糧と資源の供給ができるよう労働力を農村につなぎとめる必要性があったことなどがあげられる（若林 2005）。

●中国における人口移動の歴史 『中国統計年鑑』によれば、1949～57年は人口移動が急速に増加した時期とされ、この9年間に1665万人が農村から都市に流入したと推計されている。その後、1950年代後半から70年代にかけて「人民公社」の設立、「大躍進」「文化大革命」が展開されるなど、政策的に人口移動がコントロールされる時代を経る。そして、80年代に入り「改革開放」政策が展開されるようになると都市と農村のあらゆる生活環境面での格差が顕在化し、農村でも「人民公社」が正式に廃止、都市では公的な許可がなくともお金さえあれば日

常必需品の多くが市場を通じて入手できるようになった（馮 2009）。そして、戸口制度にとらわれることなく農村から都市に移動する人口が急増した。統計上でも戸口所在地と実際の居住地が分離する人口の増加が確認されており、その多くが農村戸口のまま都市で単純労働に従事しているとみられる。現住地が登録と異なる人口は、1982年657万人、1990年2135万人、1995年8000万人、2000年1億229万人（若林・斎 2012）、そして2010年には2億2100万人と推計されている（数値は人口センサス等の調査結果より）。政府の管理を超えて激増する人口移動は、80年代半ばに「盲流」（盲目的な人の流れ）、90年代初期からは「民工潮」（出稼ぎ労働を目的とする農村から都市への大規模な人口移動）と呼ばれ、この現象に対する国内の評価にも変遷が読みとれる。

都市問題の発生や戸口制度の形骸化などが懸念される中、中国政府は既存の厳格な農村・都市の二元的戸口制度を緩和しつつ法的な実効性は担保する方向で段階的に変更を加えている。都市と農村の中間的な位置づけの小城鎮（小都市）を中心に「郷鎮企業」（農村における非農業事業）の建設を促進し、農村住民の移住を誘導する政策もその一環ととらえることができる。

●人口流動化と戸口制度の課題 一方、都市戸口を取得しないまま都市で生活を続ける人口が増加することで新たな課題が生じている。都市戸口をもたない子どもは、乳幼児期の医療や生活保障などの行政サービスを受けにくく、公的に認可・認証された保育や教育を受ける資格ももたない。そのため、民間機関や個人が非公式に運営するサービスを利用することになる。現在、上海市や北京市などでは「民工子弟学校」の取り組みが注目を集めているが、根本的な解決策とは言いがたい。「黒孩子」と呼ばれる無戸口児童に至ってはさらに深刻な状況にあると考えられる。（両）親が都市に出て働き、子どもだけが農村の戸口所在地に他の親族等とともに暮らすといった「留守児童」世帯も報告されている。さらに、農村戸口しかもたない者は都市において社会保障を享受する権利ももたないことから、労働者であっても困難な生活を強いられるリスクが高い。他方、年老いた親を農村に残したまま子ども夫婦が都市に出てしまうことで、「空巣家庭」と呼ばれる、単身高齢者または高齢夫婦のみの世帯が農村において増加していることも社会問題視されている。

移動の自由化が不可避の状況下で、戸口制度の形骸化は、既存の出生管理や今後新たに全国展開が見込まれる医療・年金・介護等の各種保険制度にも多大な影響を及ぼす。戸口制度によって人口移動をコントロールするという一種の人口政策は大きな転換期を迎えているといえる。また、地域間格差、とりわけ都市・農村間格差への対応は、地理的、歴史的に中国が抱えている特殊課題でもある。安定社会の構築に向けて今後の動向が注目される。 【佐々井 司】

「中国の戸籍制度と人口移動」に関する資料

厳善平（2010）『中国農民工の調査研究』
馮文猛（2009）『中国の人口移動と社会的現実』

目的：人口移動をコントロール

経済成長のための地域人口分布、人口構造
地域間人口の補完関係

← 産業構造・就業状況、住宅事情

2014年

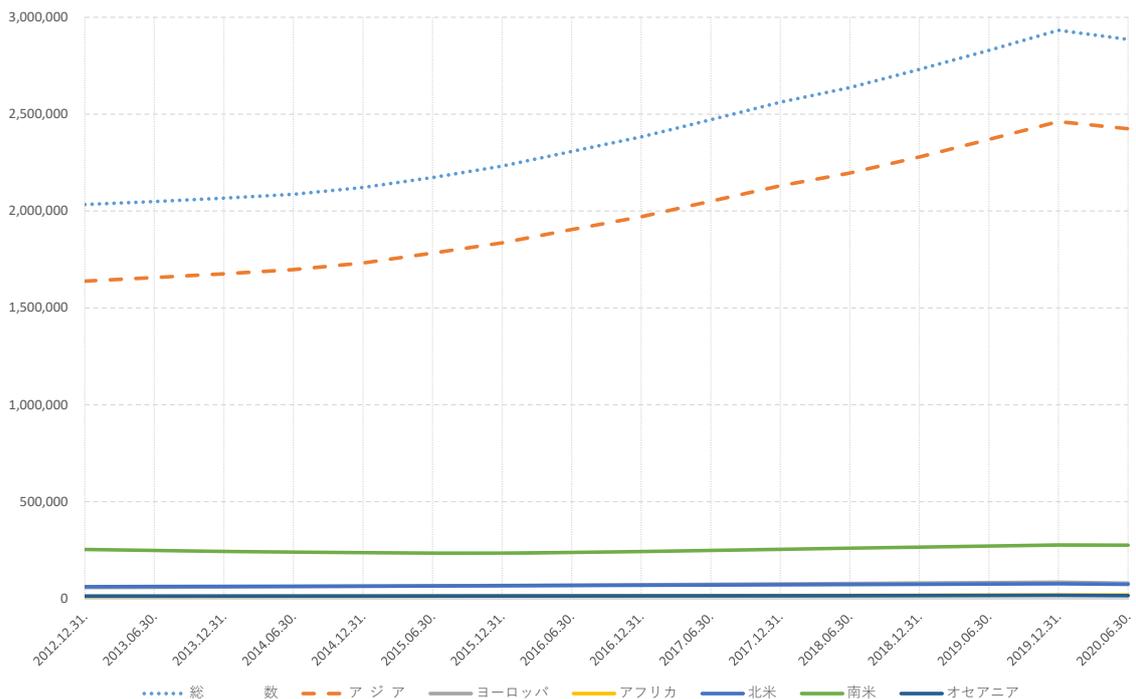
中国国務院「關於進一步推進戸籍制度改革の意見」（戸籍制度改革の更なる推進のための意見）
“2020年までに都市戸籍と農村戸籍を合わせた居民戸籍（住民戸籍）に統一する改革方針”大卒で40歳未満であれば都市の戸籍を取得できるなどの緩和

中国人口研究への問題提起

中国の人口変動が日本社会に及ぼす影響
“補充移民”としての中国人口
←中国における労働力需給
中国における消費構造の変化

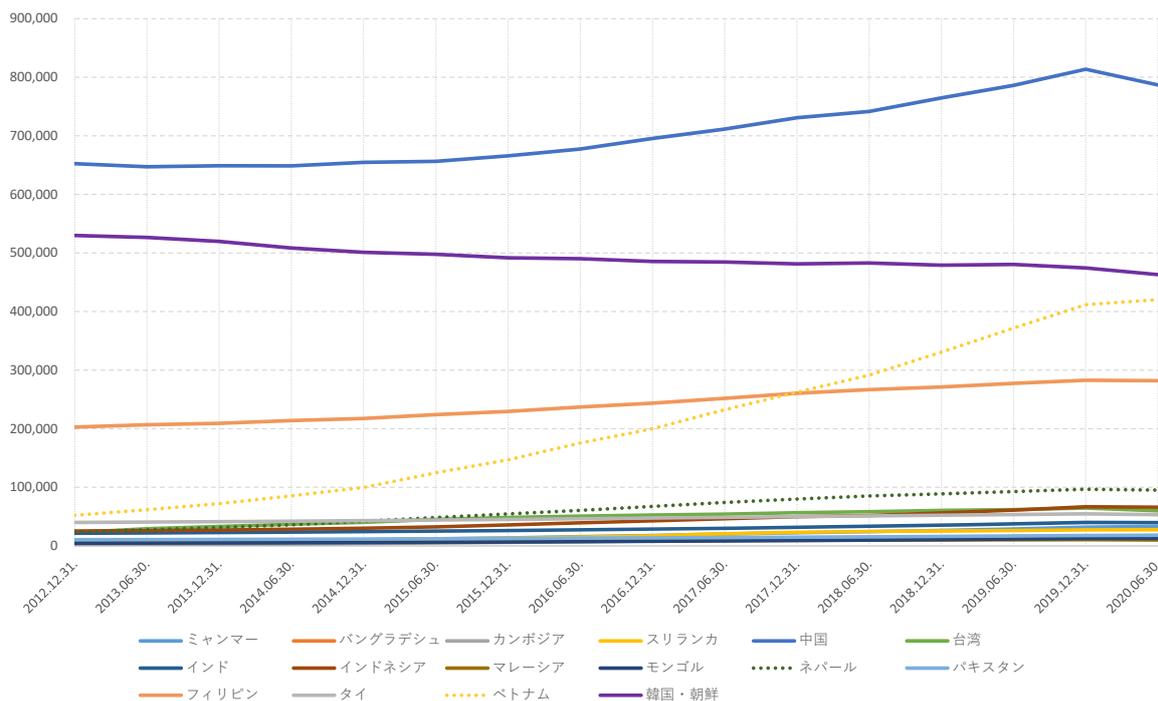
中国人口の行方
少子高齢化と人口減少という課題
※ 少子化、人口移動（地域間）、世帯・家族

在留外国人



出所：「在留外国人統計」

在留外国人（アジア諸国）



出所：「在留外国人統計」

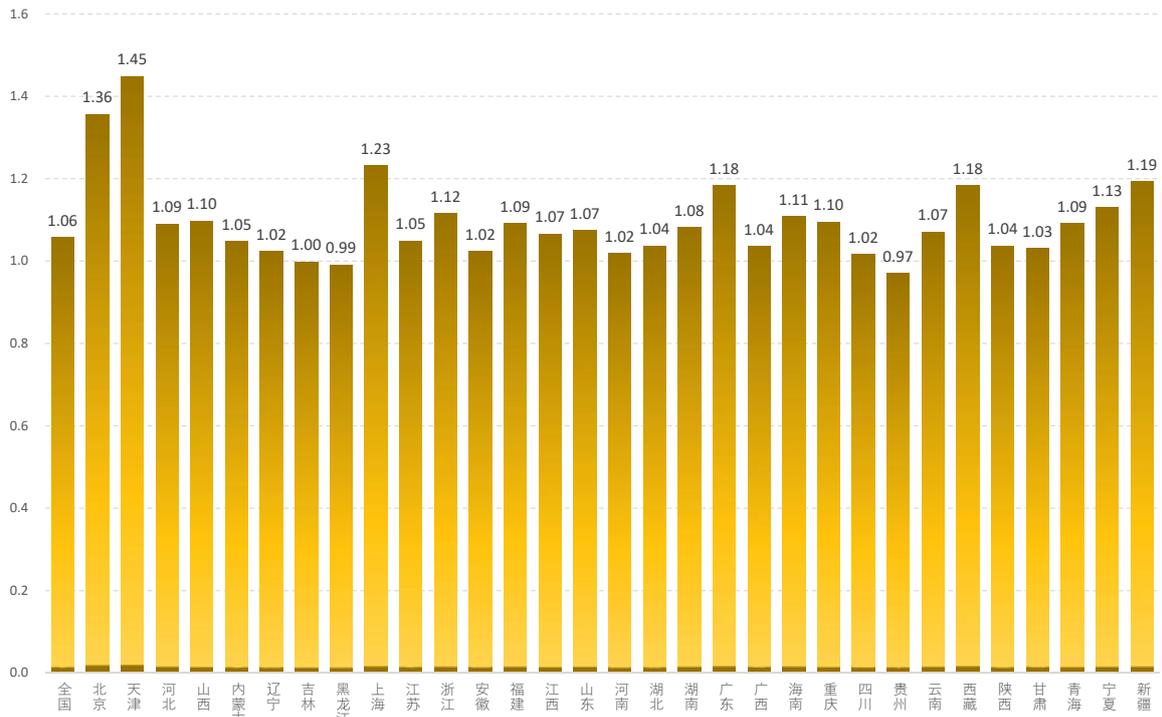
対日本人口0.5以上(y2020)	y1990	y2005	y2020	/Japan's	2005→20	TRF2015-2	Net Repro.	y1990→20	TRF1985-1	Net Repro
Ethiopia	47,888	76,346	114,964	0.909	1.51	4.30	1.91	1.59	7.37	2.44
Democratic Republic of the Congo	34,612	54,786	89,561	0.708	1.63	5.96	2.47	1.58	6.71	2.32
Nigeria	95,212	138,865	206,140	1.630	1.48	5.42	2.08	1.46	6.60	2.19
Turkey	53,922	67,903	84,339	0.667	1.24	2.08	0.99	1.26	3.39	1.44
Bangladesh	103,172	139,036	164,689	1.302	1.18	2.05	0.96	1.35	4.98	1.94
India	873,278	1,147,610	1,380,004	10.911	1.20	2.24	1.002	1.31	4.27	1.64
Iran (Islamic Republic of)	56,366	69,762	83,993	0.664	1.20	2.15	1.03	1.24	5.62	2.46
Pakistan	107,648	160,304	220,892	1.747	1.38	3.55	1.54	1.49	6.30	2.48
China	1,176,884	1,330,776	1,439,324	11.380	1.08	1.69	0.78	1.13	2.73	1.23
Japan	124,505	128,326	126,476	1.000	0.99	1.37	0.66	1.03	1.65	0.79
Indonesia	181,413	226,289	273,524	2.163	1.21	2.32	1.09	1.25	3.40	1.46
Philippines	61,895	86,326	109,581	0.866	1.27	2.58	1.20	1.39	4.53	2.02
Thailand	56,558	65,416	69,800	0.552	1.07	1.53	0.73	1.16	2.30	1.06
Viet Nam	67,989	83,833	97,339	0.770	1.16	2.06	0.94	1.23	3.85	1.73
Mexico	83,943	106,005	128,933	1.019	1.22	2.14	1.02	1.26	3.75	1.72
Brazil	149,003	186,127	212,559	1.681	1.14	1.74	0.83	1.25	3.14	1.41
Russian Federation	147,532	143,672	145,934	1.154	1.02	1.82	0.87	0.97	2.12	1.00
United Kingdom	57,134	60,288	67,886	0.537	1.13	1.75	0.85	1.06	1.84	0.88
France	56,667	61,120	65,274	0.516	1.07	1.85	0.90	1.08	1.80	0.87
Germany	79,054	81,603	83,784	0.662	1.03	1.59	0.77	1.03	1.43	0.69
United States of America	252,120	294,994	331,003	2.617	1.12	1.78	0.86	1.17	1.91	0.92
WORLD	5,327,231	6,541,907	7,794,799	61.630	1.19	2.47	1.10	1.23	3.44	1.44
More developed regions	1,145,508	1,209,215	1,273,304	10.068	1.05	1.64	0.79	1.06	1.81	0.87
Less developed regions	4,181,723	5,332,692	6,521,494	51.563	1.22	2.59	1.15	1.28	3.90	1.61
Nepal	18,905	25,745	29,137	0.230	1.13	1.93	0.89	1.36	5.33	1.98
Sri Lanka	17,326	19,545	21,413	0.169	1.10	2.21	1.07	1.13	2.64	1.22
China, Hong Kong SAR	5,728	6,770	7,497	0.059	1.11	1.33	0.64	1.18	1.36	0.65
China, Macao SAR	344	483	649	0.005	1.34	1.20	0.58	1.40	2.00	0.95
China, Taiwan Province of China	20,479	22,706	23,817	0.188	1.05	1.15	0.55	1.11	1.77	0.83
Dem. People's Republic of Korea	20,293	23,904	25,779	0.204	1.08	1.91	0.90	1.18	2.36	1.08
Republic of Korea	42,918	48,701	51,269	0.405	1.05	1.11	0.54	1.13	1.57	0.71
Malaysia	18,030	25,691	32,366	0.256	1.26	2.01	0.96	1.42	3.67	1.72
Myanmar	41,335	48,950	54,410	0.430	1.11	2.17	0.997	1.18	3.78	1.55
Singapore	3,013	4,266	5,850	0.046	1.37	1.21	0.58	1.42	1.70	0.81

海外在留邦人（令和元(2019)年10月1日現在）

	地域	国(地域)名	全体集計	長期滞在者	永住者	(%)	累積
1	Ⅲ 北米	米国	444,063	233,058	211,005	31.5	31.5
2	I アジア	中国	116,484	112,533	3,951	8.3	39.7
3	Ⅱ 大洋州	オーストラリア	103,638	44,712	58,926	7.3	47.1
4	I アジア	タイ	79,123	77,357	1,766	5.6	52.7
5	Ⅲ 北米	カナダ	74,687	28,361	46,326	5.3	58.0
6	Ⅵ 西欧	英国	66,192	41,523	24,669	4.7	62.7
7	V 南米	ブラジル	50,491	3,980	46,511	3.6	66.3
8	I アジア	韓国	45,664	31,724	13,940	3.2	69.5
9	Ⅵ 西欧	ドイツ	44,765	32,735	12,030	3.2	72.7
10	Ⅵ 西欧	フランス	40,538	31,762	8,776	2.9	75.6
11	I アジア	シンガポール	36,797	33,506	3,291	2.6	78.2
12	I アジア	マレーシア	26,701	24,702	1,999	1.9	80.1
13	I アジア	台湾	25,678	21,730	3,948	1.8	81.9
14	I アジア	ベトナム	23,148	22,828	320	1.6	83.5
15	Ⅱ 大洋州	ニュージーランド	22,047	11,075	10,972	1.6	85.1
16	I アジア	インドネシア	19,435	18,297	1,138	1.4	86.5
17	I アジア	フィリピン	17,753	11,872	5,881	1.3	87.7
18	Ⅵ 西欧	イタリア	14,937	9,875	5,062	1.1	88.8
19	Ⅳ 中米	メキシコ	12,600	9,848	2,752	0.9	89.7
20	Ⅵ 西欧	スイス	11,734	5,723	6,011	0.8	90.5
21	V 南米	アルゼンチン	11,519	586	10,933	0.8	91.3
22	Ⅵ 西欧	オランダ	10,607	8,409	2,198	0.8	92.1
23	I アジア	インド	10,294	9,983	311	0.7	92.8
24	Ⅵ 西欧	スペイン	9,475	6,344	3,131	0.7	93.5
25	Ⅵ 西欧	ベルギー	6,074	4,342	1,732	0.4	93.9
		合計	1,410,356	891,473	518,883	100.0	100.0

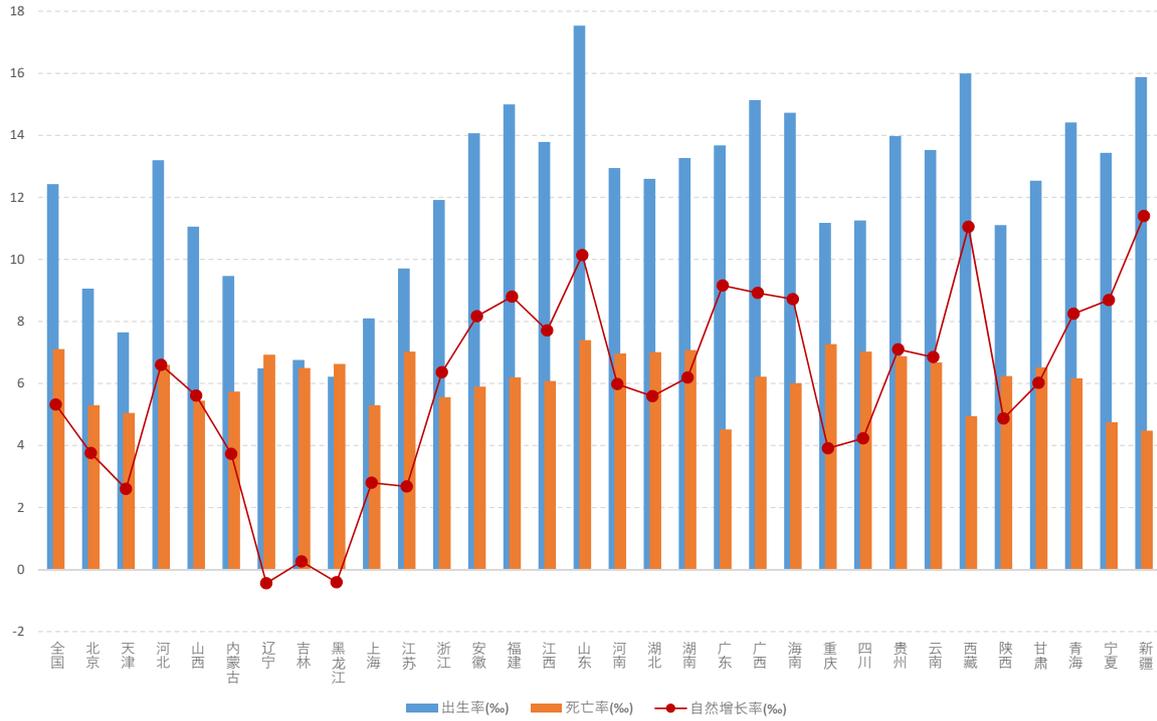
出所「海外在留邦人数調査統計（令和2年版）」

人口増加（2006～17年）



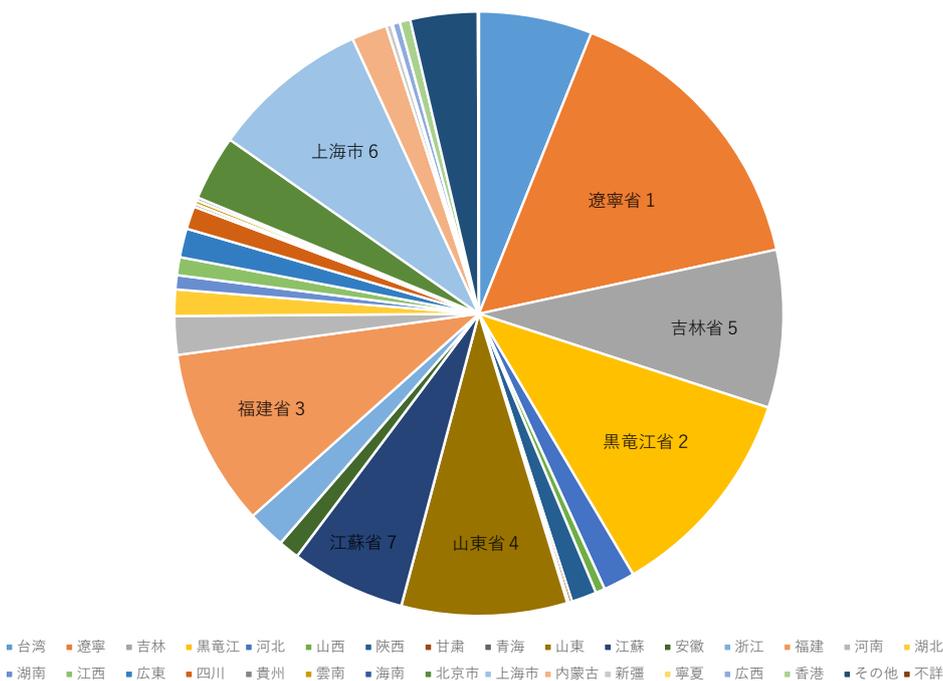
出所：中国統計年鑑2018

人口増加（2017年）



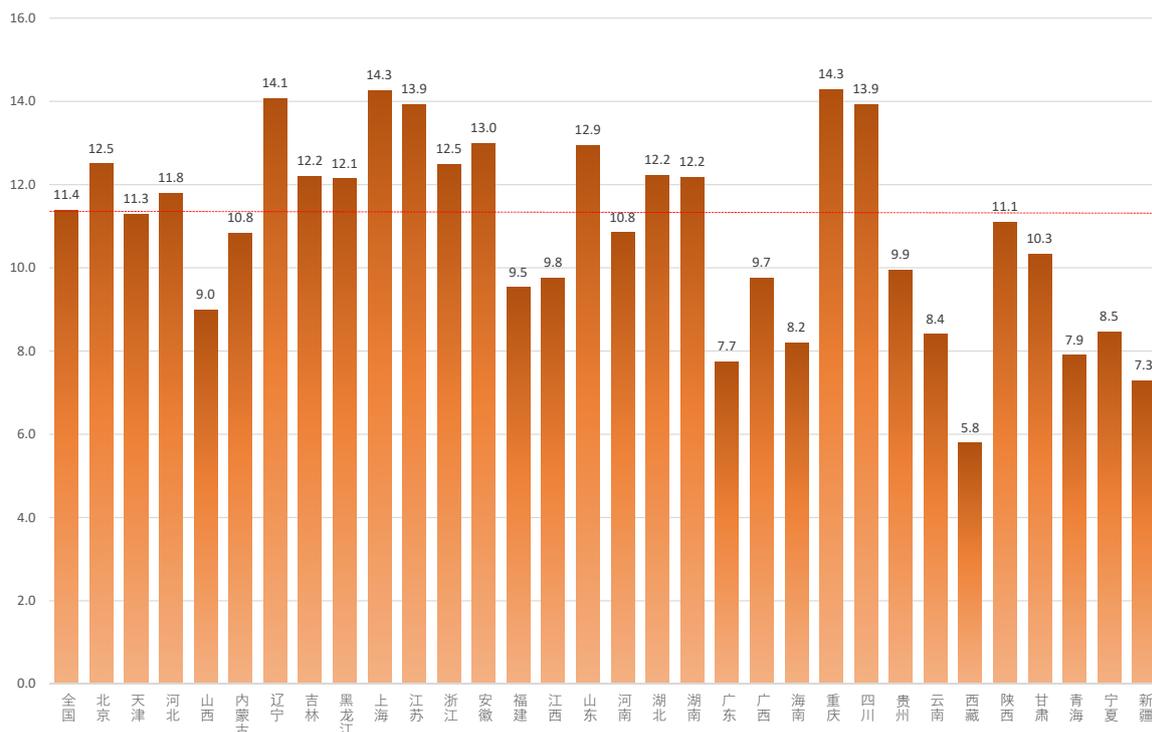
出所：中国統計年鑑2018

本籍別・外国人登録者（2011年）



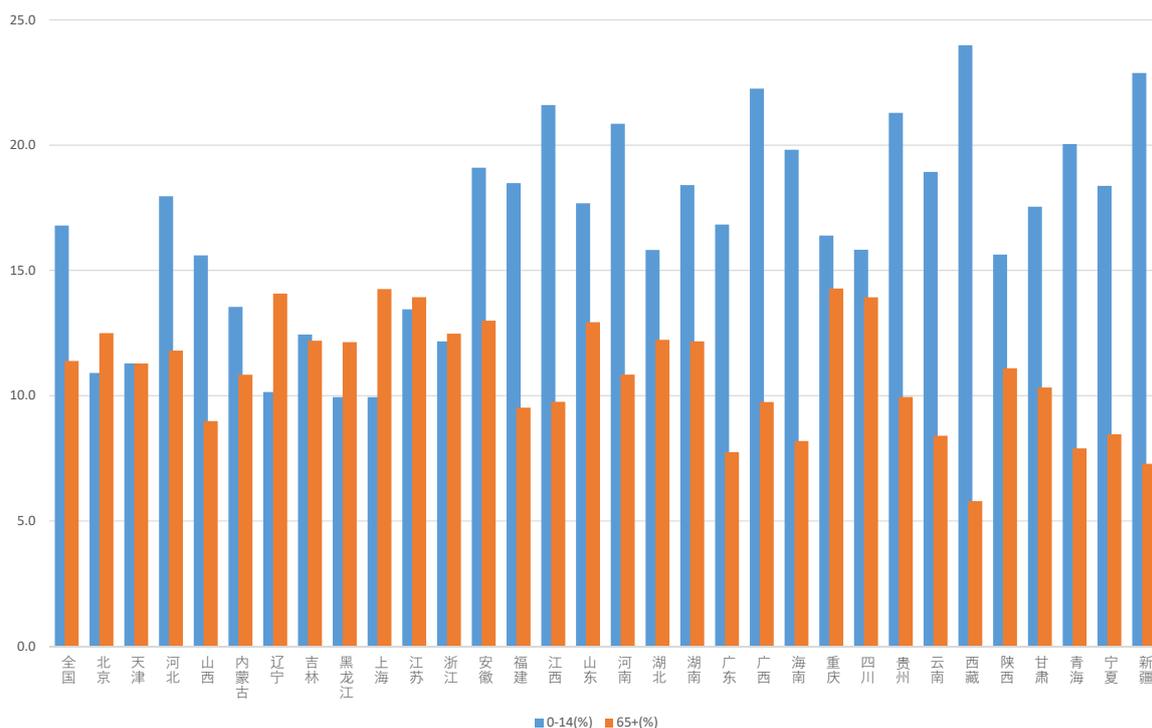
出所：登録外国人統計（2011年）

高齢者(65歳以上) 人口割合 (2017年)



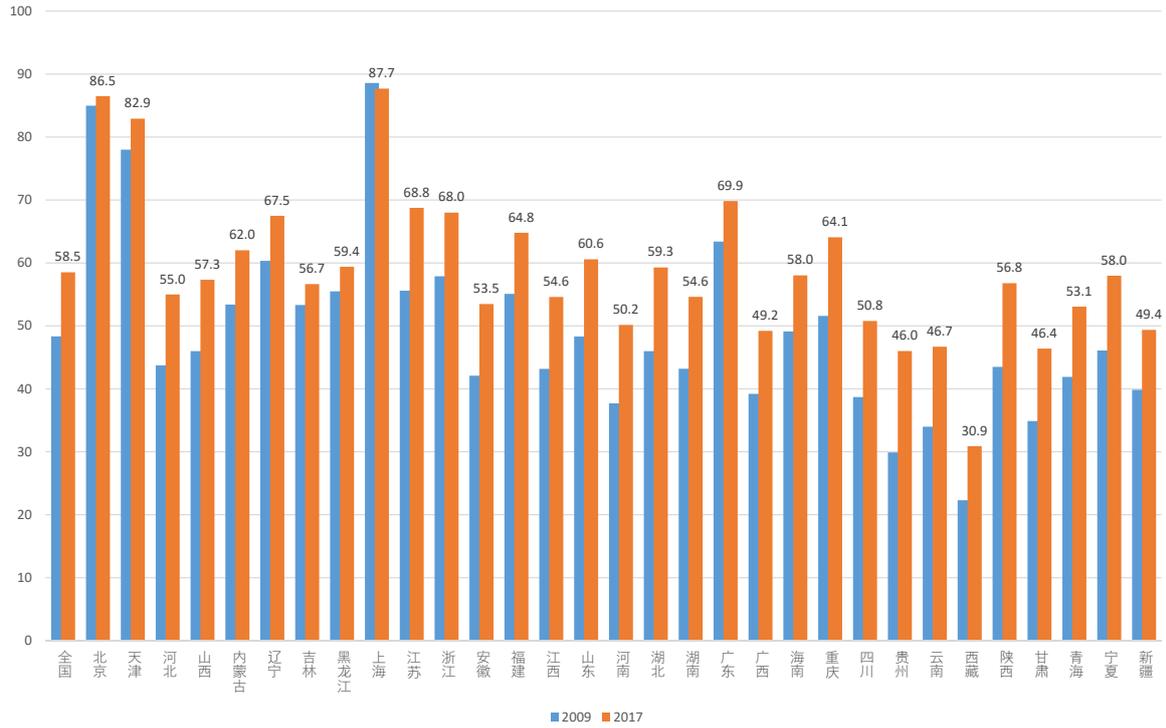
出所：中国統計年鑑2018

0~14歳、65歳以上人口割合 (2017年)



出所：中国統計年鑑2018

都市人口割合（2009、2017年）



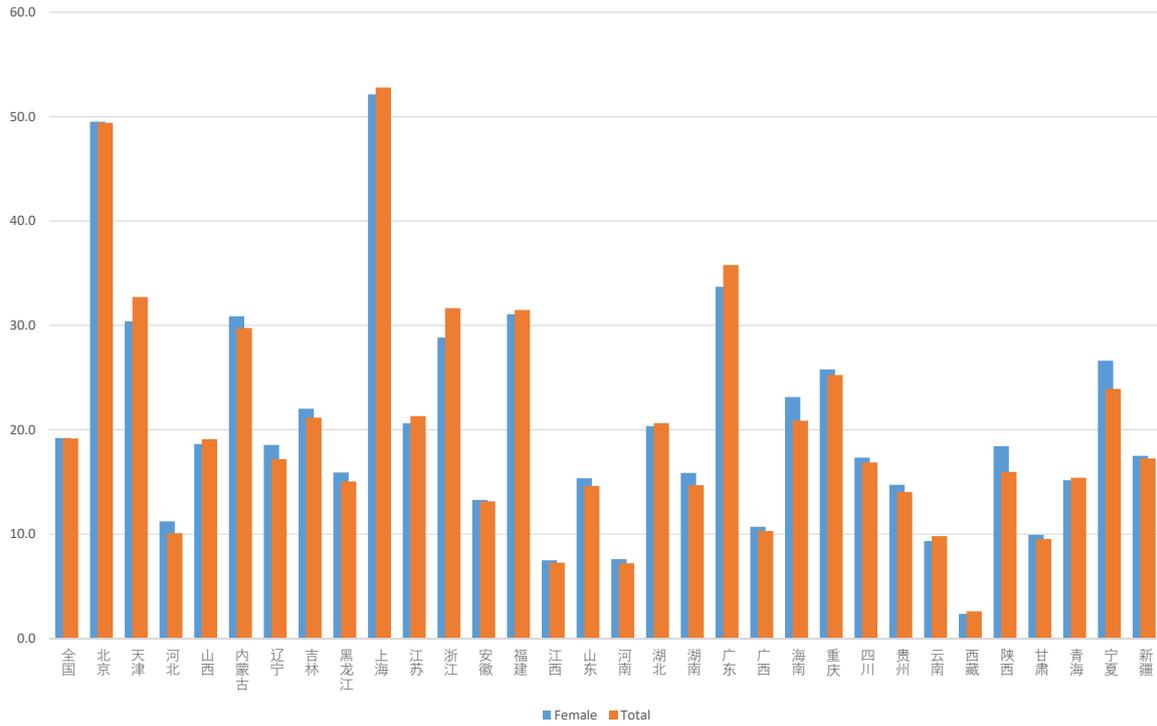
出所：中国統計年鑑2018

流動人口

年次 Year	(単位：億人)	
	人戸分離人口 (Population of Residence-Registration Inconsistency)	流動人口 (Floating Population)
2000	1.44	1.21
2005		1.47
2010	2.61	2.21
2011	2.71	2.30
2012	2.79	2.36
2013	2.89	2.45
2014	2.98	2.53
2015	2.94	2.47
2016	2.92	2.45
2017	2.91	2.44

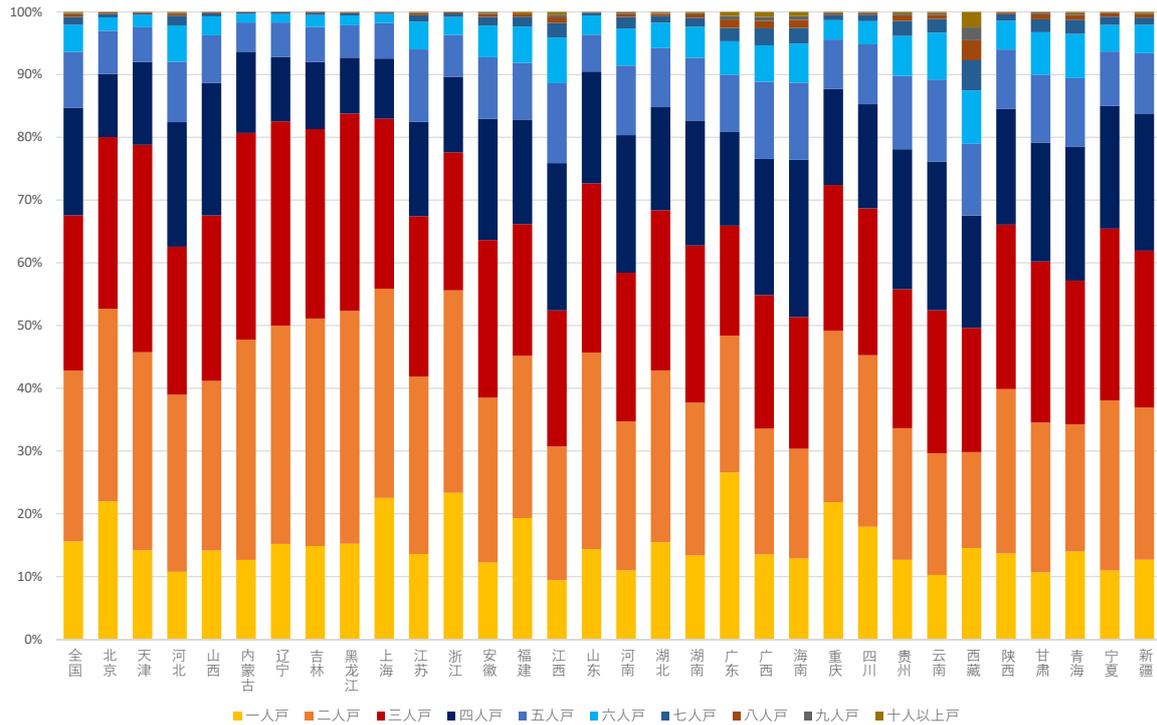
出所：中国統計年鑑2018

戸口が他地域にある者の割合（2017年）



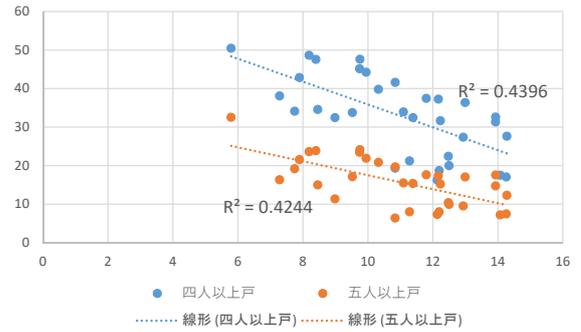
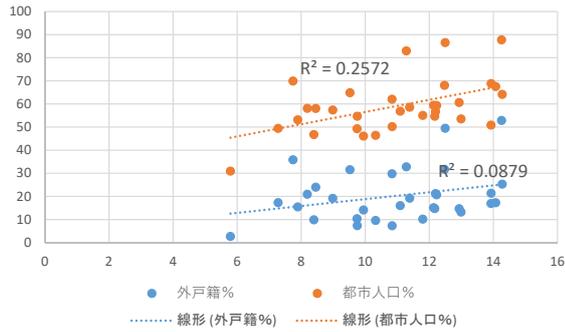
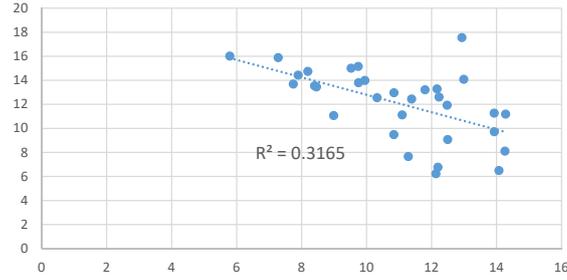
出所：中国統計年鑑2018

戸口が他地域にある者の割合（2017年）



出所：中国統計年鑑2018

出生率(‰)



中国の人口政策
 計画生育、戸籍管理
 地域別人口の推移からみた中国の課題

中国の人口変動と日本への影響

中国の社会保障に影響を及ぼすと考えられる3つの人口学的要因

- 少子化
- 世帯
- 人口移動（地域間移動）
- ←共に住宅事情と関連
- plus
- 経済成長と財政、税制
- 就業状況、雇用形態、健康状態、学歴・教育
- 保険料に影響する要因（男女・年齢別の個人所得

中国人口に関する研究の視点
 中国人口研究への問題提起

- 中国の脅威？
- 中国の人口変動が日本社会に及ぼす影響
- 中国国内の課題

国連人口統計等を用いた定量分析